



令和3年9月9日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

入札監視委員会の審議概要について

記者発表資料

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和3年度第1回)が、
令和3年6月29日(火)に沖縄総合事務局において開催されました。
審議内容は別紙のとおりです。

令和 3年 9月 9日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 立石 剛

契約管理係長 野原 慎太郎

代表 098-866-0031 (内線 2356・2541)

直通 098-866-1981

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和3年度第1回) 審議概要

開催日及び場所		令和3年6月29日(火) 沖縄総合事務局 2階 共用会議室DE	
委員		委員長 中村 真也 (琉球大学農学部教授) 委員 井上 むつき (税理士) 委員 田村 ゆかり (弁護士) 委員 中田 幸造 (琉球大学工学部教授) 委員 仲地 健 (沖縄国際大学産業情報学部教授)	
		(委員は50音順:敬称略)	
審議対象期間		令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出案件件数		総件数 7 件	(備考)
工事	一般競争 (政府調達)	1 件	○ 抽出案件についての審議に統いて、入札・契約に関する状況等、対象期間における発注案件、指名停止措置の運用状況、再度入札における工事別一位不動状況及び一者入札推移について定例報告を行った。
	一般競争	2 件	
	公募型指名競争	0 件	
	工事希望型競争	0 件	
	通常指名競争	0 件	
	随意契約	1 件	
建設コンサルタント業務等		2 件	
役務の提供等及び物品の製造等		1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 別紙のとおり	回答 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>抽出事案</p> <p>1 工事</p> <p>◆ 令和2年度小禄道路橋梁基礎工(P26～P28)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術提案評価型における「総合評価得点結果」における一位と二位の点差は、どういった点で差が生じたのか <p>◆ 令和2年度数久田地区改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「チャンス拡大型総合評価方式」とはどういう特色のある入札方式か ○ 「チャンス拡大型総合評価方式」を採用することで、意図に沿った結果が得られたか ○ 本工事をチャンス拡大型として採用することを決定した理由は ○ 「チャンス拡大型総合評価方式」の発注頻度は <p>◆ 令和2年度 首里城公園管理施設新営工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加資格対象業者数は相当あるにもかかわらず、1者しか資格審査を申請しなかったというのは、どういった事情なのか ○ 今回、発注要件を緩和して1社応募があったということだが、今後、応募者を増やすために何か考えられることははあるか <p>◆ 令和2年度比嘉地区電線共同溝に伴う通信系連系管路等工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「特命随意契約」は通常の随意契約との違いはあるのか ○ 当該工事の契約金額の妥当性の判断はどのように行っているのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高気圧下作業における作業員の安全対策について、一位の業者が二位の業者と比較し、より、優れた提案であると判断したことから、二位業者との点差が生じた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式の実施に際して、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会を拡大しようという方式であり、技術提案の点数を高くしている。 ・ 今回技術資料を提出した業者のうち約半数が参加実績の少ない業者であり、本工事がチャンス拡大型ということで参加したと考えられる。 ・ 今回の工事は中央分離帯の復旧工事という難易度の高くない工事であること、かつ現道の工事であり施工計画をとれる工事であるため、幅広く提案していただける工事と考え、今回指定した。 ・ 非常に新しい入札方式であり、開発建設部全体で数件である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書を入手した者にヒアリングを実施ところ、先に受注した工事に技術者を回した結果、本工事のエントリー時には技術者が確保できなかったとの回答であった。 ・ 今後とも要件の緩和、等級の拡大等の措置を可能な限りしていくとともに、発注情報を業界向けに満遍なく周知したい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隨意契約は適用理由により、特命・少額・緊急・秘密等と分類されており、特命随意契約は、契約の内容から見て契約の相手方が限定されるという判断で契約するものである。 ・ 業者から見積を徴収し、当方の積算と比較して妥当性を判断している。

意見・質問	回答
<p>2 建設コンサルタント業務等</p> <p>◆ 那覇空港構内道路等実施設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札説明書を入手した業者は14者だが資格審査を申請した業者が1者だけだったのはどのような理由が考えられるか ○ 本業務の落札者の決定方法として「入札執行回数は原則2回まで」とあるが入札調書には第3回まで記載されている理由は何か ○ 本業務は5箇所の設計や施工方法の検討を一括して行う業務であるが、ある程度の規模の業務の方が応札者は増えるのか <p>◆ 平成30年度赤嶺トンネル(北側)工事施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務は、国土交通省等が発注している業務に対して、AI、IoTを始めとした新技術等を活用して土木又は建築工事における施工の労働生産性の向上に関する提案を行う業務であるが、担当部署と調整を行って公募する仕組みか ○ 公募内容の審査では予算も含めて審査しているのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書を入手した者で応募しなかった業者のうちヒアリングを行えた者のすべてが受注するための体制を組むことができなかつた旨的回答があった。 なお、本業務は一度不調となったものであるが、道路部分を追加して再度発注したものである。 ・ 本業務は、翌年度に本業務の設計に基づく工事を早急に着手する必要があり、第2回終了後本業務の積算の考え方等を入札者に説明し、第3回を実施した。 ・ 空港の設計業務は過去からあまり参加者が多くなく技術者も多くないと想定され、当初2件に分けて発注したもの1件にまとめて発注したものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募条件に記載されているが、基本的に当該工事の担当機関等の了解を得た後に公募することになっている。今回の場合は「平成30年度赤嶺トンネル(北側)工事」の発注機関である南部国道事務所に事前に了解を得て公募している。 ・ その通りである。
<p>3 役務の提供等及び物品の製造等</p> <p>◆ 令和2年度ダム統管電気設備(12ヶ月点検)点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務については、競争参加資格を有する業者は相当数あるが、資格審査を申請した業者が1者だけだったのはどのような理由が考えられるか ○ 本業務の業務場所が多く点在しているということで、例えば業務を複数に分割して発注することは可能か 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務は再々公告を行っている。元々の業務内容に含まれていた応急対応は業者の意見を聞くところの業務内容では参加意欲があまり高くならないということであったため、業務内容を通常の点検のみとする内容の見直しを行った結果として1者が応募した。 ・ 一つの方法としてはあると思うが、発注規模が小さくなってしまう課題がある。
<p>定例報告</p> <p>1 入札・契約に関する状況等</p> <p>2 対象期間における発注案件について</p> <p>3 指名停止措置の運用状況</p> <p>4 再度入札における工事別一位不動状況</p> <p>5 一者入札推移</p>	